

# 札幌市サービス付き高齢者向け住宅の指導に関する事務取扱要領

平成 25 年 3 月 28 日  
保健福祉局長 決裁  
都市局長 決裁

改正 平成 27 年 4 月 1 日

## 第 1 総則

### 1 目的

この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）の規定に基づく、サービス付き高齢者向け住宅に関する報告や立入検査等の実施方法等について定めることにより、高齢者の居住の安定の確保を図ることを目的とする。

### 2 対象

この要領は、法第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）の登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下「管理等受託者」という。）を対象とする。

### 3 指導体制

保健福祉局と都市局とで連携して、登録事業者又は管理等受託者（以下「登録事業者等」という。）への指導を行う。

## 第 2 文書等による状況報告（法第 24 条関係）

### 1 工事又は登録完了報告

#### （1）報告

札幌市長は、登録事業者に対し、登録住宅の規模、構造及び設備並びに加齢対応構造等の基準の適合状況について、登録住宅の整備に係る工事が完了した後又は登録住宅の整備に係る工事が無い場合は登録が完了した後、文書（第 1-1 号様式）により速やかに報告するよう求める。

#### （2）報告書の提出

登録事業者は、登録住宅の整備に係る工事が完了した後又は登録住宅の整備に係る工事が無い場合は登録が完了した後、速やかに別に定める報告書を作成し、札幌市長に提出しなければならない。（第 1-2 号様式）

#### （3）催促

札幌市長は、登録事業者に対し、報告書が提出されない場合は、提出するよう文書（第 1-3 号様式）により催促する。

#### (4) 勧告

札幌市長は、登録事業者に対し、催促したにもかかわらず、報告書が期限までに提出されない場合は、提出するよう文書（第1－4号様式）により勧告する。

#### (5) 報告後の対応

札幌市長は、報告書の内容に疑義がある場合は、登録事業者等に聞取調査を行う。

### 2 定期的報告

#### (1) 報告

札幌市長は、指定する登録事業者に対し、登録住宅の状況等について、文書（第2－1号様式）により定期的に報告を求める。

#### (2) 報告書の提出

登録事業者は、期限までに別に定める報告書を作成し、札幌市長に提出しなければならない。（第2－2号様式）

#### (3) 催促

札幌市長は、登録事業者に対し、報告書が期限までに提出されない場合は、提出するよう文書（第2－3号様式）により催促する。

#### (4) 勧告

札幌市長は、登録事業者に対し、催促したにもかかわらず、報告書が期限までに提出されない場合は、提出するよう文書（第2－4号様式）により勧告する。

#### (5) 報告後の対応

札幌市長は、報告書の内容に疑義がある場合は、登録事業者等に聞取調査を行う。

### 3 随時報告

#### (1) 報告

札幌市長は、入居者等から苦情や相談が寄せられた場合等には、必要に応じて、登録事業者等に対し、口頭又は文書（第3－1号様式）により報告書の提出を求めることができる。

#### (2) 報告書の提出

登録事業者は、報告書の提出を求められた場合、期限までに報告書を作成し、札幌市長に報告しなければならない。（第3－2号様式）

#### (3) 勧告

札幌市長は、登録事業者に対し、報告書が期限までに提出されない場合は、提出するよう文書（第3－3号様式）により勧告する。

#### (4) 報告後の対応

札幌市長は、報告書の内容に疑義がある場合は、登録事業者等に聞取調査を行う。

### 第3 立入検査（法第24条関係）

#### 1 立入検査

札幌市長は、以下に該当する場合は立入検査を実施する。

- (1) 報告書を提出するよう勧告しているにもかかわらず、提出がない場合
- (2) 第2の1又は2の報告書の内容に疑義がある場合で必要と認める場合
- (3) 入居者等から苦情や相談が寄せられた場合などで必要と認める場合
- (4) その他、必要と認める場合

#### 2 実施方法

##### (1) 事前通知

札幌市長は、立入検査の実施について、原則として立入検査日の3週間前までに登録事業者に文書（第4-1号様式）により通知するとともに別に定める立入検査調書を送付する。ただし、直ちに立入検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではない。

##### (2) 立入検査調書の提出

通知を受けた登録事業者は、立入検査調書を作成し、立入検査日の1週間前までに札幌市長に提出しなければならない。（第4-2号様式）

##### (3) 実施方法

札幌市職員は、登録事業者等の事務所又は登録住宅に立ち入り、その業務の状況又は帳簿、書類その他の物件の検査を実施する。

### 第4 改善指導

#### 1 改善指導

第2の報告、聞取調査及び第3の1の(2)から(4)の立入検査の中で、改善を要する事項が認められる場合には、口頭又は文書（第5-1号様式）により改善指導を行い、登録事業者等に速やかな対応を求める。

#### 2 改善指導に対する結果の確認

- (1) 改善指導を受けた登録事業者等は、札幌市長に対し、対応方法について口頭又は文書（第5-2号様式）により報告するとともに、対応完了時にも速やかに口頭又は文書（第5-3号様式）により報告しなければならない。
- (2) 札幌市長は、登録事業者に対し、前号の対応方法の報告書に記載されている対応期限が過ぎているにもかかわらず、対応完了の報告がない場合は、報告するよう文書（第5-4号様式）により催促する。
- (3) 札幌市長は、対応完了の報告を受けた場合は、検査等の実施により、改善状況を確認する。

## 第5 指示（法第25条関係）

### 1 指示

札幌市長は、登録事業者に対し、以下に該当する場合は、法第25条に基づき、文書（第6-1号様式）により指示を行う。

- (1) 第3の1の(1)の立入検査の結果、改善を要する事項が認められる場合
- (2) 第4の改善指導を行っているにもかかわらず、期限までに対応方法の報告がない場合
- (3) 対応方法の報告書に記載されている対応期限が過ぎているにもかかわらず、対応完了の報告がない場合

### 2 指示に対する結果の確認

- (1) 指示を受けた登録事業者は、札幌市長に対し、指示を受けた日から原則として30日以内に、具体的な是正内容等を記載した是正計画を文書（第6-2号様式）により提出するとともに、対応完了時にも速やかに文書（第6-3号様式）により報告しなければならない。
- (2) 札幌市長は、登録事業者に対し、前号の是正計画の提出がない場合及び是正計画に記載されている対応期限が過ぎているにもかかわらず、対応完了の報告がない場合は、報告するよう文書（第6-4号、第6-5号様式）により勧告する。
- (3) 札幌市長は、検査等の実施により改善状況を確認する。

## 第6 登録の取消し（法第26条関係）

### 1 登録の取消し

#### (1) 登録を取り消さなければならない場合

札幌市長は、第2から第5までの報告、聞取調査、立入検査、改善指導又は指示等の中で、登録事業者が法第26条第1項各号のいずれかの登録取消し要件に該当する恐れがある場合は、関係機関への照会等により確認を行い、登録取消し要件に該当することが判明した場合にはその登録事業の登録を取り消さなければならない。

#### (2) 登録を取り消すことができる場合

札幌市長は、第2から第5までの報告、聞取調査、立入検査、改善指導又は指示等の中で、登録事業者が法第26条第2項各号に該当することが判明した場合は、その登録事業の登録を取り消すことができる。

### 2 取消しの通知

札幌市長は、登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録事業者であった者に文書（第7-1号様式）により通知する。

また、札幌市長は、登録を取り消した住宅について、国土交通省及び厚生労働省に対し情報提供を行う。

## 第7 所在不明者等の登録の取消し

- 1 札幌市長は、第2から第5までの報告、聞取調査、立入検査、改善指導又は指示の中で、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）が不明であった場合は、第27条に定めるところにより、その登録事業の登録を取り消すことができる。また、札幌市長は、登録を取り消した住宅について、国土交通省及び厚生労働省に対し情報提供を行う。

### 附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。